

「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」概要版

○ 札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画のポイント

行動計画のポイント

- ・新型インフルエンザ等発生時に札幌市が実施すべき対策の骨格を定めた計画で、平成25年4月施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき策定。

○ 基本方針及び基本的な考え方

基本方針

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- ・生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

基本的な考え方

- 【発生前から流行終息まで】
- ・各種対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略の確立
- ・一連の流れをもった戦略の確立
- 【未発生期】
- ・発生に備えた適切な事前準備（実施体制の構築、医療体制の整備、市民への啓発等）
- 【海外発生期】
- ・ウイルスの侵入は不可避であることを前提とした対策の実施
- ・ウイルス侵入時期遅延のための方策の実施
- ・特定接種の実施（医療従事者、インフラ事業者など）
- 【国内・市内発生早期】
- ・感染拡大スピード抑制策の実施（患者の入院措置、感染のおそれのある者の外出自粛等）
- ・住民に対する予防接種の実施
- 【感染期】
- ・医療の確保、公共サービス等の事業継続等に最大限の努力
- ・不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請（緊急事態時のみ）

○ 新型インフルエンザ等緊急事態とは

- ・新型インフルエンザ及び生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新感染症が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに政府対策本部が緊急事態宣言を行う。

○ 対策における6項目

実施体制	サーベイランス ・情報収集	情報提供 ・共有	予防・まん延防止		医療	生活・経済 安定確保
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザが発生した場合の全庁を横断した体制構築 ・常時設置している「札幌市感染症対策本部」による対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・各発生段階におけるサーベイランスの実施、関係者への結果の還元 ・新型インフルエンザに関する様々な情報の収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、医療機関に対する情報提供、共有方法等の検討 ・双方向性を意識し、受取手の反応の把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベル、地域・社会レベルでの各種対策（学校対策等）の実施 ・一連の流れをもった感染拡大抑制策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生期から特定接種の実施 ・集団的接種を基本とした住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、相談センター等の医療体制の整備 ・協力医療機関・医療従事者への具体的支援策 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活及び経済への影響を最小限とするための対策 ・医療機関、事業者に対し、事業継続の要請、支援
新型インフルエンザ等緊急事態における措置						
<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策本部設置条例」に基づく「札幌市新型インフルエンザ等対策本部」の設置 			<ul style="list-style-type: none"> 【北海道が実施する対策の市民周知】 ・不要不急の外出自粛要請 ・学校等施設の使用制限の要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団的接種を基本とした住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の医療機関の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供水準に係る市民への呼びかけ。 ・生活関連物資等の価格の安定等 ・要援護者への生活支援

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となる感染症

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

【新型インフルエンザ】
新たに人から人へ感染するようになったインフルエンザ
【再興型インフルエンザ】
過去に世界的規模で流行したインフルエンザが再興したもの

新感染症

・新感染症のうち、感染力の強さから「新型インフルエンザ等感染症」と同様に社会的影響が大きな感染症に限る。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行により追加された主な対策

特定接種

・厚生労働大臣が定めた基準に基づき、予め厚生労働大臣の登録を受けた医療機関、インフラ関係事業者、公務員などを対象に行う予防接種
・医療機関やインフラ関係事業者は、国が実施。札幌市職員について札幌市が実施。

住民接種

・区域内の住民に対して市町村が行う予防接種。
・接種対象は、札幌市に住民票登録のある市民もしくは札幌市に住民票登録がない、①長期入院・入所者、②里帰り出産の妊産婦及び同伴の小児など
・接種の優先順位は、新型インフルエンザ等発生時に国が基本的対処方針で定める。

緊急事態時
措置

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に、国の指示に基づき都道府県が実施
不要不急の外出自粛要請、学校などの施設使用制限等の要請・指示、催物等の開催制限等の要請・指示など

○ 新型インフルエンザ対策の歩み

	国	北海道	札幌市
平成17年	・新型インフルエンザ対策行動計画を策定		
平成18年		・北海道新型インフルエンザ対策行動計画を策定	・札幌市新型インフルエンザ対策行動計画を策定
～			
平成21年	・新型インフルエンザA(H1N1)がメキシコなどで発生。国内でも流行。		
～			
平成23年	・新型インフルエンザ対策行動計画を改定	・北海道新型インフルエンザ対策行動計画を改定	
平成24年			・札幌市新型インフルエンザ対策行動計画を改定
平成25年	・新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行		
	・新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定	・北海道新型インフルエンザ等対策行動計画を策定	・札幌市新型インフルエンザ対策行動計画を改定
平成26年			